

「森林土木工事共通仕様書・共通特記仕様書・施工管理基準」改定の概要 (平成26年度以降(平成26年3月))

主な改定点は以下のとおり。

1 基本事項について

- (1) 建設工事請負契約約款と整合を図り、「請負者」を「受注者」に改めた。
- (2) 適用すべき諸基準を最新版に改定した。
- (3) 検査時まで提出としていた書類を工事完成時までと改めた。

2 共通仕様書について

(1) 第1編 共通編

①第1章 総則

- i. 1-1-2 用語の定義に「連絡」、「納品」、「電子納品」、「工事写真」、「工事完成図書」及び「電子納品」を追加した。
- ii. 1-1-7CORINS への登録に登録対象を追加した。
- iii. 1-1-11 監理技術者の 1-1-13 低入札価格調査対象工事における技術者の増員と重複する箇所を削除した。
- iv. 1-1-25 支給材料及び貸与品の 1-1-27 建設副産物を重複する箇所を削除した。
- v. 1-1-61 工事用看板について、工事内容の一般周知のため記載例を改めた。
- vi. 1-1-64 新技術活用の促進を新たに追加した。

②第2章 材料

- i. 第1節適用の一部(海外の建設資材、J I S規格品等)を第2節工事材料の品質及び確認へ移動し、第2節でJ I S規格品の取扱いについて補充した。また指定材料の品質確認一覧は特記仕様書で明記することとし削除した。

③第3章 一般施工

- i. 3-3-6 植生工の施工機械、材料等を改定した。
- ii. 3-4-4 既製杭工に既製コンクリート杭のカットオフ施工と殻運搬処理の記載を追加した。また、鋼管杭、H鋼杭の溶接従事者名簿の施工計画書記載を追加した。
- iii. 3-4-5 現場打杭工に殻運搬処理と杭土処理の記載を追加した。

④第4章 無筋、鉄筋コンクリート

- i. 4-3-2 工場の選定について、記載内容を改めた。
- ii. 4-3-4 確認資料の提出の省略から、一括提出承認を削除した。
- iii. 4-6-5 継手に溶接技術者等の資格証明書等の提示を追加した。
- iv. 4-6-6 ガス圧接に圧接工の資格証明書等の提示を追加した。

3 施工管理基準について

(1) 施工管理基準

①出来形管理

工程能力図及び度数表(ヒストグラム)作成の対象となる「主たる工種」について記載した。

(2) 出来形管理基準

①法枠工(現場打法枠工、現場吹付法枠工)

延長の規格値を定めた。(県土整備部を準用。)

②金網張工

延長の規格値を定めた。(県土整備部を準用。)

③既設杭工

根入れ長、傾斜の規格値を定めた。(県土整備部を準用。)

④木杭工

根入れ長の規格値を定めた。(既設杭工を準用。)

⑤場所打杭工

傾斜の規格値を定めた。(県土整備部を準用。)

⑥補強土壁工

高さ、法勾配の規格を見直した。(県土整備部を準用。)

⑦コンクリート側壁工・袖隠工

長さの規格値を見直した。(県土整備部を準用。)

⑧鋼製枠ダム工(鋼製枠工)

基準高、長さ、幅の規格値を見直した。(県土整備部を準用。)

⑨鋼製枠ダム工(透過型)

堤長、堤幅、高さの規格値を見直した。(県土整備部を準用。)

⑩雪崩予防柵工

延長の規格値を定めた。(県土整備部を準用。)

⑪管理歩道工

測定基準を見直した。(県治山事業森林整備委託業務検査要領を準用。)

⑫横断排水保護工 路盤工

幅、延長、厚さの規格値を見直した。(国土交通省の下層路盤工(小規模以下)を準用。)

⑬簡易舗装工(下層路盤工)

厚さ、幅の規格値を見直した。(国土交通省の下層路盤工(小規模以下)を準用。)

⑭簡易舗装工(表層工)

幅の規格値を見直した。(林野庁を準用。)

⑮橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工

高さの規格を定めた。(県土整備部を準用。)

(3) 品質管理基準

①全般

試験方法を最新版に改めた。

②アスファルト舗装工

舗設現場における管理項目(現場密度、温度、外観)を定めた。(県土整備部を準用。)

(4) 写真管理基準

①写真管理基準

電子納品に対応するよう記載内容を改めた。

②出来形管理写真、品質管理写真

管理項目に提出頻度を定めた。